

## 秋田市グループウェアシステム更新に関する公募型プロポーザル評価基準書

### 1 審査の対象者

審査の対象者(以下「参加者」という。)は、以下のとおりとする。

- (1) 別添「秋田市グループウェアシステム更新に関する公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)  
「6 参加資格」を全て満たす者。
- (2) 実施要領の「12 企画提案書等の無効」にある項目の全てに該当しないこと。

### 2 審査を行う者

審査を行う者は以下のとおりとする。

#### (1) 審査委員会の設置

「秋田市グループウェアシステム更新に関する公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」(以下「要綱」という。)に基づき、秋田市グループウェアシステム更新に関する公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置しており、この審査委員会において審査する。

### 3 契約候補者の選定

審査の項目および配点は以下の表のとおりとする。1次審査を通過し、2次審査において、合計点(1次審査の結果を含む)が最も高い者を契約候補者として選定する。

表 審査項目および配点

	審査項目		配点
1次	見積書	価格評価点	250点
	受託実績(契約)	実績評価点	50点
2次	提案書およびプレゼンテーション	技術評価点	700点
		合計	1,000点

#### (1) 1次審査の評価

評価基準は見積書および「別紙4 審査項目および評価基準」における「(1)1 受託実績(契約)」とし、評価点の合計の上位5者が2次審査に進むこととする。なお、見積書に関する価格評価点は次のとおり算出する。

$$\text{価格評価点} = 250\text{点} \times (1 - \text{見積価格} / \text{提案上限金額})$$

※見積価格および提案上限金額は、構築および賃貸借費と運用保守費5年分を含む。

(2) 2次審査の評価（提案書およびプレゼンテーション審査）

評価基準は「別紙4 審査項目および評価基準」における「(2)提案書およびプレゼンテーション」とする。

4 その他

参加者が1者であっても2次審査まで実施する。